

船舶事故調査報告書

令和元年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年5月14日 05時16分ごろ
発生場所	広島県竹原市 ^{おおくの} 大久野島東岸 大久野島灯台から真方位011°950m付近 (概位 北緯34°18.6′ 東経132°59.8′)
事故の概要	引船しまふじは、台船第七弘栄号をえい航して北西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年5月16日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 しまふじ、19トン 139-17広島、メイクマリン有限会社 B 台船 第七弘栄号、総トン数不詳（全長約35m） なし、株式会社弘栄
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船底キールに凹損、両舷プロペラ翼に欠損及び曲損 B なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期 日出時刻：05時07分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、無人のB船をえい航して引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、約3ノットの対地速力で航行していた。 A船引船列は、自動操舵として北西進中、船長Aが、椅子に腰を掛けて単独の船橋当直についていたところ、いつしか居眠りに陥り、変針予定場所を通過して航行を続け、A船が浅所に乗り揚げた。 A船の喫水は、船首約2.5m、船尾約3.2mであった。 船長Aは、ふだん、眠気を感じた場合、立って外気に触れるなどしていたが、本事故当時、眠気を感じたものの、我慢できると思い、椅子に腰を掛けた状態を続けた。
分析	A船引船列は、自動操舵で北西進中、単独で船橋当直中の船長Aが居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して航行を続け、A船が浅所に乗り揚げたものと考えられる。 船長Aは、眠気を感じた際、立って外気に触れるなどの居眠り運航の防止措置をとっておらず、椅子に腰を掛けた状態を続けたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。

原因	本事故は、A船引船列が、自動操舵で北西進中、単独で船橋当直中の船長Aが居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して航行を続け、A船が浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・眠気を感じた場合、椅子から立ち上がって身体を動かしたり、外気に当たったりするなどの居眠り運航の防止措置を採ること。